



おきなわ



沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1、使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2、公正

品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。

3、研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目 次

就任にあたって	沖縄県土地家屋調査士会会长 比嘉 定善1
着任の御挨拶	那覇地方法務局長 豊田 英一2
両副会長	遠藤副会長、金城副会長、4
各理事挨拶	福原総務部長、島袋業務部長、半嶺研修部長、 花城社会事業部長、近藤広報部長、玉城理事、濱元理事、 玉城理事、佐平理事、新城理事、	
広報活動報告	総務部・広報部理事 島袋 裕二10
新入会員紹介	12
新入会員挨拶	南部支部 慶田元 克次13
	北部支部 岡 正13
	宜野湾支部 馨元 輝也14
	宮古支部 友利 鉄也14
時々よみがえる習ったこと	寄稿 那覇支部 親泊 伸孝15
散歩する雑学	寄稿 那覇支部 散歩人 松川 清康17
総務部からのお知らせ	18
スナップ写真集	19
調査士報告方式	27
編集後記	35
広告	36

※編集後記にも記しておりますが、文中に「本年」「今年」とあるのは「令和3年」と読み替えて下さるようお願い申し上げます。
発刊が遅くなり、令和3年12月までにお寄せいただいた寄稿文やご挨拶が中心となっております。



会長就任にあたって

沖縄県土地家屋調査士会 会長 比嘉定善

会長2期目となる中部支部の比嘉定善です。

私が会長に就任して以来、社会ではコロナウイルスが蔓延し、調査士会総会をはじめ、諸会議及び打合せを集合形式で開催することが困難な期間が続き、その対応に苦慮するばかりでした。

その様な中でも、所有者不明土地解消に向けて不動産登記法、土地家屋調査士法、土地基本法、民法の改正が進み、それと連動するように日調連会則の変更、職務規程の設置、業務取扱要領の運用、年次研修制度の導入と調査士を取り巻く環境は大きく変貌しています。更に、激動する社会環境の中においてデジタル庁の発足により進むデジタル化に伴い今後もスピードアップしながら調査士業務環境が変化していく事は容易に予想できます。

調査士会は、調査士業務の環境変化に対する会員の共通認識を促すための情報発信を重要な課題と捉えた活動が求められるものと考えています。調査士が考えなければならない喫緊の課題は沢山ありますが、ここ、一、二年、コロナ禍で十分な活動が出来ず申し訳なく思っています。特に、法務局との情報交換（桐友会連絡協議会）が出来なかった事はとても残念に思っています。

す。情報の発信は研修会の開催が一つの有効な手段ですが、その在り方については予算、時間及び実効性を考慮しながら時勢に適応した方法を考えなければならず悩ましい問題です。しかし、早急に決断し実行する必要があり、一部の県会が試みている集合形式、オンライン形式、併用形式（ハイブリッド形式と言われている）の成果を今後の参考にしていきたいと思います。

皆さん、比嘉定善を会長にしたことをお悔い下さい。

調査士会は、齢67の私の力不足が否めない中、役員はじめ、支部長、各種委員は土地家屋調査士会の向上発展をして事務局共々頑張っています。会務での不足分は会員皆様で補っていくしか有りません。今後ともご協力をよろしくお願い致します。



着任の御挨拶

那覇地方法務局長 豊田英一

本年4月1日付けで那覇地方法務局長を拝命しました豊田（とよだ）と申します。前任は静岡地方法務局で出身は大分県杵築市ですどうぞよろしくお願ひいたします。

沖縄県土地家屋調査士会会員の皆様には、平素から登記行政、取り分け、表示に関する登記の適正・円滑な運営に格別の御理解と御協力をいただいているところであり、誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活において新しい生活様式が求められ、社会経済活動においても様々な自粛を余儀なくされる中、会員の皆様には、感染防止策を講じながら業務を継続され、不動産の表示に関する登記や筆界の専門家として、国民の権利の明確化に大きく寄与されているところであります。その御尽力に改めて敬意を表します。

この度は、せっかくの機会ですので、法務局の所掌事務に関する事項につきまして、若干の説明とお願いをさせていただきます。

第一に、登記所備付地図作成作業についてです。

登記所備付地図の整備は、土地取引の活性化、災害復旧を含む公共事業や都市再生

の円滑な推進の観点から極めて重要であり、法務省においては、従来型、大都市型及び震災復興型の3つの類型で不動産登記法第14条第1項地図の作成作業を計画的に進めているところです。

本年度、当局管内では、従来型の地図作成作業として、那覇市若狭一丁目、二丁目、三丁目において2年目作業を実施しております。

また、那覇市松山一丁目、二丁目において、1年目作業を実施しております。

これらの地図作成作業を計画的かつ円滑に推進していくためには、土地家屋調査士の皆様の御支援をいただくことが必要不可欠となりますので、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

第二に、筆界特定制度についてです。

当局におきましては、平成18年1月の本制度発足以来、本年8月末までに、手続数にして590件を超える筆界特定事件が申請されています。この間、土地家屋調査士の皆様には、筆界調査委員として、あるいは筆界特定申請の代理人として、本制度の適正かつ円滑な運用を積極的に支えていただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

法務局としましては、筆界調査委員との

連携を密にするとともに、貴会の「おきなわ境界問題相談センター」との連携した取組も積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

第三に、所有者不明土地問題への対応と相続登記の促進についてです。

近年、大きな社会問題となっている所有者不明土地問題の解消策の一つとして、法務局では、令和元年11月から表題部所有者不明土地解消作業を実施しており、皆様にも所有者等探索委員として御協力をいただいているところです。表題部所有者不明土地解消作業は、災害復旧又は防災のための公共事業の円滑な実施に資するものであり、また、沖縄県における所有者不明土地問題解決の手法としても期待されていることから、当局としましても積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、一層の御協力をお願いします。

さらに、本年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、同月28日に公布されました。これらの法律は、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法制の見直しが行われたものですが、これから更に相続登記に関する社会的関心が高まっていくことが予想されますので、その動向に注視していただくようお願いします。

なお、法務局におきましては、所有者不明土地問題への対応の一方策であり、相続登記促進のための新たな制度として、平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」、令和2年7月10日から「自筆証書遺言書保管制度」の運用を行っています。

前者については、相続登記における利用はもとより、相続税の申告や年金の請求手続等での利用が可能になるなど、その利用範囲が拡大されていること、また、後者については、高齢化の進展とともに終活等が浸透しつつある中、安価で気軽に活用できる制度であることから、皆様におかれましては、申請人や各種相談会の参加者等に対し、相続登記促進の広報に加え、これらの制度の利用も促していただきますよう、御協力ををお願い申し上げます。

第四に、登記手続のオンライン利用の促進についてです。

会員の皆様には、オンラインの利用促進に関し、積極的に御協力をいただいているところですが、その結果、本年度のオンライン利用率は、現在のところ、管内全体において80%を上回っております。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後も引き続き、登記・供託オンライン申請システム、登記情報提供サービス、法務局証明サービスセンターにおけるオンライン請求した登記事項証明書等の窓口交付について、積極的に御利用いただきますようお願いします。

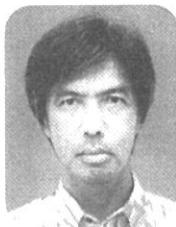
終わりに、貴会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍をお祈りして、私の挨拶とさせていただきます。





副会長就任の挨拶

副会長 遠藤正夫



副会長兼財務部長就任の挨拶

副会長兼財務部長 金城行男

会員の皆様にはいつもお世話になります。令和3年度定時総会において会長より副会長（業務研修部担当）の指名を受けました遠藤正夫です。

副会長として2期目となります。コロナ禍の諸事情により事業等が遂行できない状況ですが、常にポジ的に邁進したいと考えます。

今般、土地家屋調査士の環境がいろいろと変化しています。今後沖縄会としてどのような活動をすべきかが重要課題となります。比嘉会長の補佐役として努力いたします。

今期も様々な事業計画があります。コロナ禍が落ち着き通常の活動ができるのことを祈願すると共に、沖縄県土地家屋調査士会の発展に貢献できるよう頑張りますので、会員の皆様からのご指導ご鞭撻をよろしくお願い致します。

沖縄県土地家屋調査士会会員の皆様、お世話になります。本年度から副会長及び財務部長を務めます、金城行男と申します。

総務部を4期務めておりましたが、2年間はお休みを頂いておりました。今期から執行部に戻り会務に尽力していきたいと思います。

今回は財務部長も兼ねての副会長になりますので、沖縄会の財務状況も確認しながら会務を進めて行きたいと思います。

財務状況の確認とは言いましても、多分に事務局に力をかりながら進めていくことになりますが、うまく連携を取りながら頑張ります。

土地家屋調査士制度もこれから沢山の変化を迎えていくと思われます。その中で、会員の皆様が安心して業務を行えるよう、沖縄県土地家屋調査士会を微力ながら支えていければと思っております。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。



総務部長就任の挨拶

総務部長 福原義隆



業務部長就任の挨拶

業務部長 島袋憲一

この度、比嘉会長より指名を受け総務部長に就任いたしました中部支部の福原義隆です。本会理事を務めるのは2期目となり、前年度までは業務部長を務めておりました。まだまだ分からぬ事も多いのですが、諸先輩方のお力添えを頂きながら、お役に立てる様、誠心誠意勤めさせていきたいと思っております。

新型コロナの長期化で先行き不透明な中、難しい会務運営となる事が予想されますが、会員の皆様のご協力を賜りながら、これから2年間どうぞよろしくお願ひ致します。

沖縄県土地家屋調査士会会員のみなさま、新型コロナウイルスの猛威にお見舞い申し上げます。収束を願いつつ、何卒ご自愛の程お祈り致します。

今回、初めて調査士会の役員になりました島袋憲一です。初めての役員でいきなり業務部長を務めることになりました。まだ調査士会の会務の流れも分からぬ状況ですが頑張っていきたいと思います。

年齢は52歳で調査士を開業して25年目、沖縄市で業務を行っています。去年までは中部支部の支部長や公団協会の理事等は行ってきました。やはり、役員等の会務は大変ですがいろんな情報が早めに知ることができまた理事会等では先輩方からいろんな考え方を聞けるので大変勉強になります。

中部支部長や公団理事の時感じたことはなかなか役員等改選時になり手が少ないと感じます。しかし、役員をすることによっていろんな情報や知識が入ってくるので調査業務を行う上でプラスになると思います。

会員みなさん、調査士会に協力しながら日々の業務を頑張っていきましょう。私もがんばりますのでよろしくお願ひします。





社会事業部長就任の挨拶

社会事業部長 花城 康喜



広報部長就任の挨拶

広報部長 近藤 哲司

この度、社会事業部長に再任されました花城康喜です。

前回に引き続きよろしくお願ひいたします。

社会事業部では令和3年度「全国一斉無料相談会」を主管し、このコロナ禍の厳しい中、相談員として協力していただいた先生方の事務所に相談者が直接出向き相談をするという体制で相談会を実施しました。

全体で20件ほど相談があり新聞紙面にも大々的に土地家屋調査士をアピールしたことで成果は大きかったと思います。

今回都合のつかなかった先生方へは次回にエントリーしていただきたいと思います。

また境界問題相談センターの役目も大きいと思います、本相談、調停にはなかなか至りませんが、事前相談でも専門家に直接相談することで状況を理解し納得し、安堵して帰って行かれます。

各業界が社会へ貢献するような時代になってきます。市民の信頼を得てこそ自身の業務に活きてくるものだとそのような気概で社会に貢献してまいりましょう。

今年度の社会事業部に対しご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

この度、本会の理事二期目に就任し、前期に引き続き広報部長として活動することになりました。今期は新型コロナウイルスが収束するのか第6波を含めた猛威を振るうのか定かではありませんが、まずはより楽しい会報「おきなわ」の発刊に向けて頑張りたいと思います。今期も写真のコメントに失礼な表現があるやもしれませんが、これまで同様広い心でお許しいただければと思います。

また、独り言、短編等会報「おきなわ」へ多くの会員の方が寄稿していただければ楽しい会報がお届けできますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。もし、文書が苦手という方はスナップ写真だけでも大歓迎ですので、その際には宜しくお願いします。

今期2年宜しくお願い申し上げます。



研修部長就任の挨拶

研修部長 半嶺当徹

この度沖縄県土地家屋調査士会の理事兼研修部長に就任致しました那覇支部の半嶺当徹と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

コロナ渦の中、みなさんどうお過ごしでしたでしょうか？外に出て集まることは出来ず、様々な行動制限があり、以前のように会話をすることがなくなり、寂しかったですね。環境変化を目の当たりした出来事でした。ワクチン接種が進み、少しずつ社会活動が戻れることを祈念しています。

私は平成26年に調査士として登録をして、今年で7年目になります。調査士に登録する前は設計事務所や建築会社で働いていました。出身は那覇市で、「半嶺」の名字は石垣島宮良で、沖縄本島にはあまりなく珍しがられます。そういうルツで石垣島にも親戚が多くいます。

私は今回初めて調査士会（「本会」）の理事に就任することになりました。今までどのような活動を行っているかは、詳しく知りませんでしたが、理事になって6つの部と6つの委員会があることを知りました。今まで総会を通して資料を読んでいたつもりですが、調査士会の体系を全く理解しておらず、理事になって初めて知りました。さらに研修部長に就任致しました。もちろんこちらも初めてなので、右も左もわからない状況です。もちろん私一人ではできないので、経験者、先輩方に力を借りながら進めていきたいと思っています。

研修部の大きな活動として新人研修会、業務研修会、年次研修会があります。新

人研修、業務研修はこれまでと同様の研修ですが、今年度から新しく導入された年次研修は5年に1度受けなければいけない必須の研修となっています。これから順次案内があるかと思います。また毎年ではないですが、ADR特別研修も沖縄で開催できないか検討しているところです。

しかしこういった研修もコロナの状況でどうなるか、わからないのが現状です。現在はオンラインでの研修も一般的になっています。どういった形での研修が良いのかも含めてこれから課題になることだと思います。みなさまのご協力がなくてなは成り立たないことだと思います。このような研修部の活動に尽力できたらと思っていますので、ぜひよろしくお願ひ致します。

最後に、調査士の仕事は大変な仕事だと日々実感しています。現場仕事での体力的な面、立会いの際の交渉能力等、知的な作業はある程度年を重ねてもできることがあります。体力的な作業には限界があります。現場作業がより効率化できるようになり、長く仕事をしやすくする環境も必要だと感じています。そういう研修をできれば良いな、と考えています。また技術的な面に限らず、法律面、倫理面、経営面、調査士会を支えている体系的な面等を総合的に学ぶことが仕事をしやすい環境づくりに繋がるかと考えています。

現状を良くしていきたいというのは、誰もが持っている普遍的な欲求だと思います。

そのため調査士会の活動がその一助になればと思っています。経験不足でわからないこともたくさんあると思いますが、ご意見を頂きよい環境づくりをできればと思っています。

今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願ひ致します。



理事就任の挨拶

広報部・社会事業部 理事 玉城吉教



理事就任の挨拶

総務部・社会事業部 理事 濱元朝一郎

会員の皆様、南部支部の推薦で、広報部と社会事業部の理事を務めさせて頂くことになりました玉城と申します。

諸先輩方、会員各位が築き上げてこられた実績と信頼を踏まえ、本会のさらなる発展のために微力を尽くしてまいります。

初めてのことばかりで、多々ご指導を頂くこともあるかと存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

この度宜野湾支部推薦により総務・社会事業部の理事を務める事になりました宜野湾支部の濱元朝一郎と申します。宜野湾支部で昨年は監事を務めておりました。本会の役員は初めての事なので不安しかありませんが、諸先輩方のご指導の下頑張って行きたいと思います。

昨年・今年と新型コロナの蔓延により多くの活動が制限され皆さま窮屈でさみしい思いをされていると思いますが、このような状況下でも自分なりの方法で少しでも調査士会の発展に寄与できるよう微力を尽くしていく所存です。

コロナが収束し、これまで通りの生活が行える日が早く訪れるよう願いつつ頑張って行きますのでよろしくお願ひいたします。





理事就任の挨拶

業務部・研修部理事 玉城 義克



理事・宮古支部長就任の挨拶

業務部・研修部理事 宮古支部長 佐平博昭

この度、業務・研修理事に就任致しました北部支部の玉城義克と申します。

今回初めて理事を務めることになりました。調査士会役員に関わるのは初めてのため、事業内容など分からぬことばかりです。

執行部諸先輩方のご指導を頂きながら、調査士会の発展のため、会員の皆様のお役に立てるよう、微力ながら2年間頑張りたいと思っております。

会員の皆様、ご指導ご協力よろしくお願ひ致します。

この度理事・宮古支部長に就任しました佐平博昭です。どうぞ宜しくお願い致します。

コロナ禍において各支部活動に支障が出ている事と思いますが、自粛生活は健康管理には良い環境だと前向きに考えてコロナ終息後の活動の為 体力・気力を十分に蓄えておきたいものです。

今年の宮古支部では平成17年以降 16年ぶりに新会員が入会致しました。

大変喜ばしい事です。

若い人たちが調査士資格に挑戦をするよう魅力ある仕事であることのPRも大切な事だと痛感しています。

2年間理事・支部長として会員相互のコミュニケーションを積極的に図りながらお互いが研鑽を積み重ねる環境を整えそして土地家屋調査士会の社会的地位の向上と会の発展に向けて真摯に取り組んでいきたいと思います。





理事就任の挨拶

業務部・研修部 理事 新城 章吾



広報活動報告

総務部・広報部 理事 島袋 裕二

本会理事2期目となります、八重山支部の新城章吾です。

コロナウイルスの影響等により目立った活動はできておりませんが、アフターコロナの状況を見据えて、微力ではありますが調査士会に貢献できれば幸いと考えております。

皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

今期より初の広報部理事になりました。気分一新で近藤部長の指示のもと広報部活動を頑張っていきたいと思い、色々散歩しながらスナップ写真を撮りためております。

近々では、R3.10.09(土)にギネス挑戦(添付写真)するバスケットボウラー「JJ」さんの記録測定者として活動してきました。ギネス記録挑戦と聞いて参加しましたが、やはりコロナ禍の影響で観戦者も少なく、記録の更新も残念ながら出来ませんでしたが、会報の記事の助けになればと思い、撮影してきました。

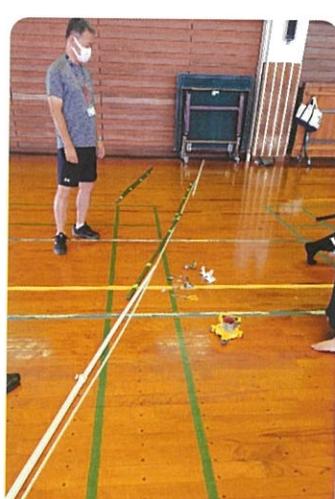
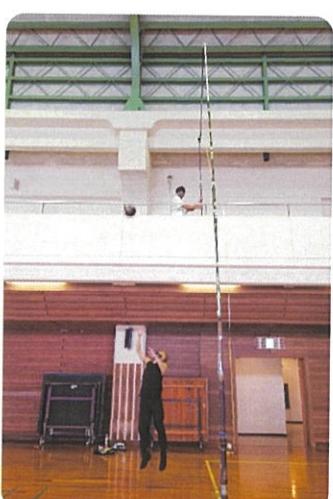
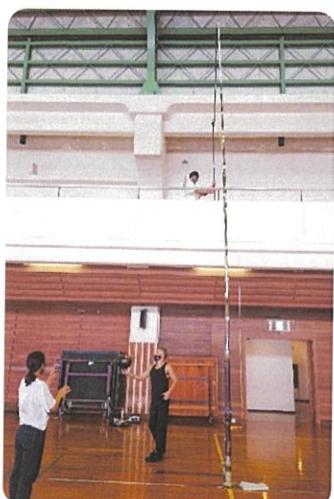
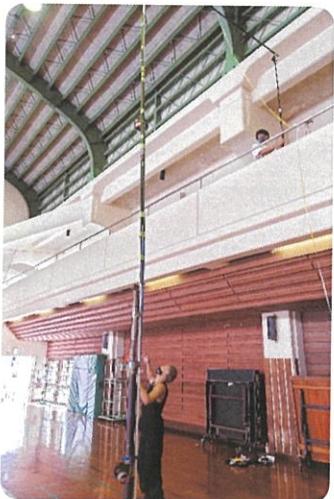
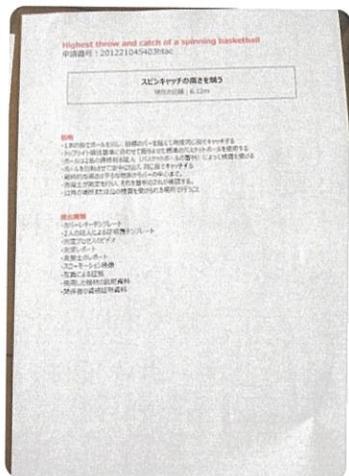
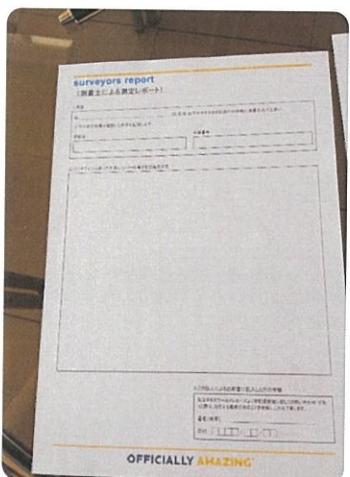
6.5mの高さにあるバーを目掛けて、右手で回転させた指先のボールを、その6.5m先のバー目掛けて片腕で投げて、さらにその回転したままのボールを同じ指先でキャッチする挑戦でした。約2時間もの間、一生懸命に挑戦していましたが、記録更新は次回に持ち越しとなりました。

バスケットボールの審判資格を有す当会会員と、記録証人として税理士、公認会計士の有資格者が参加して、記録更新の立会人と会場設置のお手伝いも行い、土地家屋調査士の宣伝広報活動としても頑張ってきました。

土地家屋調査士の広報活動とすれば、いささか問題あるかもしれません、会報記事の助けとなれば、近藤部長の指示のとおり活動出来たと思いますので投稿致します。

これを機会に、ぜひ土地家屋調査士の会員各位も色々な活動をとおして、広報活動と合わせて活動報告を投稿いただけるようお待ちしています。





新入会員紹介



慶田元 克 次
けだ もと かつじ
昭和33年11月生
登録番号 第519号

入会 令和3年3月10日
登録 令和3年3月10日
事務所 〒903-0126
中頭郡西原町棚原一丁目22番地の25
電話 098-944-2582



岡 正
おか ただし
昭和49年11月生
登録番号 第520号

入会 令和3年4月20日
登録 令和3年4月20日
事務所 〒905-0214
国頭郡本部町字渡久地145番地
電話 0980-47-2286



隈 元 輝 也
くま もと てる や
昭和53年3月生
登録番号 第521号

入会 令和3年9月1日
登録 令和3年9月1日
事務所 〒901-2215
宜野湾市真栄原2町目15番52号
エスペランサ宜野湾壱番館303
電話 098-961-4211



友 利 鉄 也
とも り てつ や
昭和44年11月生
登録番号 第522号

入会 令和3年11月1日
登録 令和3年11月1日
事務所 〒906-0106
宮古島市城辺字西里添760番地1
電話 0980-79-5476

新入会員挨拶



南部支部 慶田元 克 次



北部支部 岡 正

誌友会員の皆様初めまして。私は、令和3年3月10日付けで新規入会登録しました慶田元克次（けだもと かつじ）と申します。

平成29年度3月で法務局を早期退職し、3年間の充電期間を経て、今回皆様の仲間になりました。どうぞ、よろしくお願ひします。

法務局現役時には、皆様に協力を得ながら無事に勤めることができたことに感謝しております。これからは、立場が違うことで、なにかとご指導をいただきながら前を向いて、進んでいきたいと思います。

近時のコロナ禍の中、会員の皆様と直接お会いする機会が少ないですが、コロナが終息後には皆様と情報を共有し、コミュニケーションを取りながら楽しくお仕事ができればと思います。

昨今は所有者不明土地問題や空き家問題が社会問題化していますが、地域の皆さんに寄り添い、いつでも気軽に相談ができる調査士を目指して頑張りたいと思います。

まとまりのないあいさつになりましたことを、許してください。先輩会員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひします。

始めまして。岡正と申します。

私は兵庫県出身ですが、13年前に転勤ってきて以来、縁あって現在も沖縄で仕事をしています。

4年ほど前から本部町で司法書士事務所を開業しております。那覇・中城・名護と住まいを移してきたが、沖縄北部での生活はとても気に入っています。

私が土地家屋調査士を志したのは、司法書士の業務上たまに表題部について調べることもあったところ、やはり断片的な付け焼刃の知識では心もとなく、総括的に学ぶ必要があると思ったからです。

幸い資格を取得でき、せっかくとった資格なのだからと登録もしましたが、実務にあたっては暗中模索の毎日です。

まずは会費分稼ぐことを目標に頑張りたいと思います。



新入会員挨拶



宜野湾支部

隈 元 輝 也



宮古支部

友利 鉄 也

会員の皆様、はじめまして令和3年9月1日に宜野湾支部に登録し宜野湾市真栄原で開業しました隈元輝也と申します。

約4年間、補助者として経験は積みましたがまだまだ未熟で不安がありますが、土地家屋調査士の品を落とさないよう日々、勉強し精進してまいります。

前職の某市役所の建設部に在職中では境界立会等の業務を携わっておりましてそこで先輩方とお会いする機会が多くあり試験へのアドバイスや土地家屋調査士業務の色々なお話を聞けることでどうにか試験勉強へのモチベーションを保ちがんばり続けることができました、本当に感謝しております。

これからは仕事を通じて社会貢献ができますよう研鑽を積みまだまだ未熟者ではございますが一つ一つの仕事に誠意をもって取り組んでまいる所存です。先輩方へ何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ致します。

沖縄県土地家屋調査士会会員の皆様、初めまして。この度令和3年11月に登録・入会させて頂きました友利鉄也と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、補助者として宮古支部の伊波賢博土地家屋調査士事務所にお世話になり土地家屋調査士（以下、調査士といいます。）が行う調査又は測量や立会等、業務を行う上で必要な事を学ばせて頂きました。たくさんの方々の事を経験させてくれた伊波賢博先生、そして事務所の職員の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。

また、調査士として開業するにあたり先輩調査士や多くの方々の励まし、アドバイスを頂きました。それから業務に必要不可欠なCADソフト、トータルステーションの販売担当者の皆様も親切丁寧に指導して下さったりと周りの人達に支えられながら開業する事ができました。

これから調査士として業務を行っていく上で勉強しなければならない事が、山ほどあります。今日まで私を応援し励ましたくれた方々への感謝の気持ちを忘れずに努力精進しながら日々の業務に取り組んでいきたいと思います。

先輩調査士の皆様どうぞご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひいたします。



時々よみがえる習ったこと

那覇支部 親泊 仲孝

1、法と道徳について。

法は、国家権力の強制を背景としてその遵守を要求するのに対し、良心の命令という意味にとどまる道徳には、その遵守を求める強制は明確なかたちでは存在しない。

道徳については、すべては内面の問題であり、とがめるものは自己の良心以外には存在しない。

う～やいび～さ。

2、一般的な土地の境界について。

公法上の境界には「筆界」、私法上の境界には「所有権界」や「占有界」等がありますね。

筆界とは、一筆毎に付した地番と地番の境のことである。法務局で取り扱っている「境界」は、すべて「筆界」である。

よって、地図や公図、地積測量図に表されている境界線は、すべて「筆界」である。

「所有権界」とは、所有権と所有権の境のことで、所有者間相互で合意された境界線です。一般的に「境界」とは「所有権界」のことを言っていると思います。

又、筆界は、明治6年の地租改正以降に定められたものです、これを原始筆界と言いますね。

これは、土地の公法上の境界を定めることが目的ではなく租税公課が目的であったから原始筆界の精度は、高くなかったと言うべきです。

あいえ～な～ふんとうやみ。

3、筆界を決める

本来、筆界を決めるのは、法務局であるにも関わらず添付書類の立会証明書の内容は、隣接所有権者等の確認・押印を要求している。土地所有者がお互いの合意により恣意的に筆界を決めることが出来ないにも関わらず。土地所有者は、お互いに所有権界を確認しているのだと解釈していると思います。（筆界と所有権界を混同しているからです。）法務局で取り扱っているのは、すべて筆界だし所有権界と表示できません。境界に関する問題や紛争になる事を少しでも、未然に防ぎたいとの思いがあり、又、筆界と所有権界が現地で一致している事は、誰が考えても明解であり、気持ちの良いものです。

やんど～や～。

4、なぜ、光は重力により曲がるのか。

光の質量は、0とされている。つまり、重さがない。従って、物質を引き付ける重力も生じなければ、物質が発した重力に引き付けられることもない。それならば、光は重力の影響を受けず、直進する筈である。しかし、現実には光は重力により曲げられる。

なぜか、それは光に微小だが重さがあるからだ。従って、光も質量を持ち、重力により曲げられる。

あいえ～な～うふむぬいし。

5、トラバース測量の誤差と精度。

トラバース測量は、角観測と距離測量を含むから、トラバース測量を一定の精度で行うためには、角観測の精度と距離測量の精度とが、同程度であることが望ましい。

現在は、測量機器が上等になり、「TS」が登場し、角観測と距離（光波）測量が一つの光軸で視準でき、角観測と距離測量の精度が、同程度で測量ができますね。

ちなみに、角誤差1分程度のとき、1000メートル先で29.センチ位のずれが出ると思います。

う～やいび～さ。

6、直接水準測量の自然現象による誤差は。

①球差による誤差＝地球の曲率によって生ずる誤差。

②気差による誤差＝光線の屈折によって生ずる誤差。

（一般に空気の層は、地表面から高くなるにつれ密度が小さくなる。光線がこの密度の異なる空気層を通るとき屈折するから。）

③、両差＝球差と気差を合わせたもの。

ちなみに、距離が100メートル以下では、両差は1ミリ以下である。また、うふむぬいさるむん。ごめん。

那覇支部会員の親泊仲孝です。





散歩する雑学

那覇支部

散歩人 松川 清康

No.21 首里城の火災について

沖縄県民はいつから日本人になりましたか、中国の皇帝が琉球と命名した琉球王国が終焉し、日本固有の領土となったのは、今から142年前の1879年明治12年の時です。明治政府は強引に琉球を処分し沖縄県として位置付けられました。

412年前に薩摩軍に攻略されるまでは、自由のきく王様がいる独立国家でした。日本國の領土でもない、中国の國の領土でもない、独立した琉球王国は450年間続きました。その間、薩摩に263年間支配されていたが日本国民ではなく、琉球国民でした。日本国民になって142年目になりますが、その間の27年間は米国支配下である。今日まで日本国民として生活した期間は、わずか115年間で歴史的に非常に浅い。

琉球の王宮、首里城の火災は今回で5回目になる。1回目は1453年、2回目は1660年、3回目は1709年に正殿・北殿が火事で焼失する。

1712年に新しい首里城を再建するが、その年に新しい国王尚敬王が誕生する。国王即位にあたっては江戸の將軍へのご挨拶として数多くの謝恩使が江戸上りを行う。又、中国皇帝の冊封(国王の任命)を受けねばなりません。冊封式典は新しい首里城の中で行い、琉球の音楽・舞踊・組踊(創作舞踊)等を多数の冊封使団に新生琉球王国の姿を披露する。4回目の火災は1945年の沖縄戦の時におこり、日本軍の第32軍司令部壕が首里城の地下にあるため、米軍の攻撃目標とされて首里城は炎上し、壊滅した。首里城は「琉球王国の王の王府」です。正殿は中国と日本の建築様式をミックスした独自の琉球建築で建てられています。1992年に復元され、鮮やかな朱色の漆で塗られた姿は、時空を超えた悠久の美を感じさせます。2000年には世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして首里城跡が登録されました。5回目になる今回の火災は2019年10月31日未明に発生した。琉球王国時代の織物や漆器、絵画。書跡などの貴重な美術工芸品等が約1500点も被災し多くが焼失した。建物だけの損失だけではなかった。首里城の焼失は県民に大きな衝撃を与えた。歴史的には「琉球王国」を支えた政治の拠点だが文化芸能が育まれた場所でもあり、首里の丘に美しくそびえ立つ姿は県民の心のよりどころになっていた。悠久の歴史・琉球王国の繁栄を物語る首里城の早期再建を祈るだけである。



戦前の首里城正殿



戦後の首里城正殿

総務部からのお知らせ

総務部長 福原 義隆

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程」

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」(以下「職務上請求書」という。)の取り扱いに関し、上記の規程を遵守してください。注意点を列記いたしますので職務上請求書の購入、使用及び管理に当たりご注意くださるようお願い致します。

《購入に際しての留意点》(持参品等)

- 原則「会員本人」が事務局で購入してください。
- 「会員証」を持参、ご提示ください。
- 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書購入申込書」及び「誓約書」(職印の押印が必要です。)をご提出ください。
- 使用済みの「職務上請求書控綴込帳」を持参、ご提示ください。

《使用に際しての留意点》

- 「職務上請求書」の使用に当たっては、戸籍法、住民基本台帳法等の関係法令及び土地家屋調査士法の趣旨を十分に理解した上で、不正使用のないようにしてください。
- 「職務上請求書」を使用する都度、「職務上請求書綴込帳」から切り離し使用し、「職務上請求書綴込帳」は事務所保管場所から持ち出さないでください。
- 「職務上請求書」を使用したときは、「職務上請求書使用簿」に必要事項を記入してください。この「職務上請求書使用簿」の写しを、毎年1月31日までに本会事務局にご提出ください。

《管理に際しての留意点》

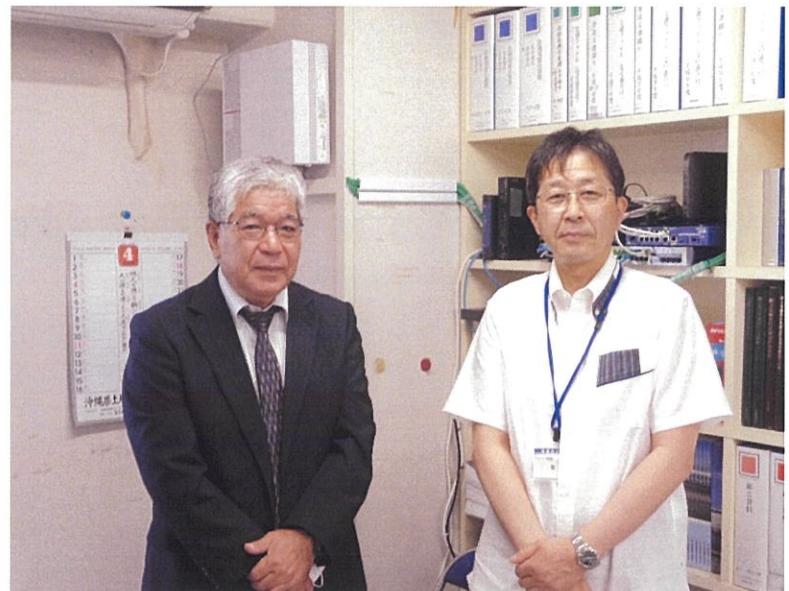
- 「職務上請求書」の管理に当たっては、盗難、紛失又は毀損を防止するために自ら適正に管理してください。
- 「職務上請求書」の盗難又は紛失の事実を知った場合は、速やかにその旨を本会に報告し、管轄の警察署へ盗難又は遺失物届を行ってください。

○ スナップ写真集 那覇地方法務局 局長・登記官の皆様来訪

令和3年4月7日（水）那覇地方法務局局長豊田英一様が就任のご挨拶に本会を訪ねていらっしゃいました。



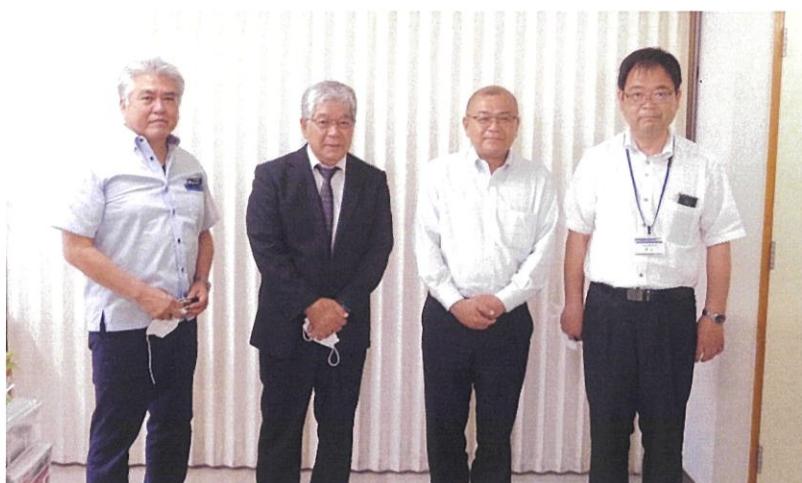
守屋文貴課長補佐と豊田英一局長



豊田英一局長

令和3年4月7日（水）那覇地方法務局不動産登記部門局長豊田英一様、総括表示登記専門官坂上憲孝様が就任のご挨拶に本会を訪ねていらっしゃいました。

島袋公囁協会
理事長
(左端)



清水政人首席
登記官
(右から2番目)

比嘉調査士会
会長
(左から2番目)

坂上憲孝総括
表示登記専門官
(右端)

歓談



令和4年3月豊田英一
局長が離任のご挨拶に
来訪されました。



三 団 体 合 同 役 員 会

令和3年12月2日（木）本会において三団体合同役員会が開催されました



そう、その問題は、
カメラ目線で。・・・



公職協会

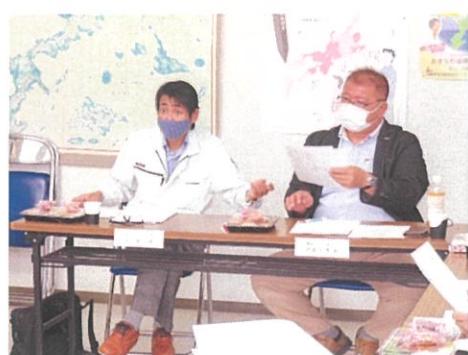
土地家屋調査士会



なるほど、この要請書か。・・・



政治連盟



この要請書を出せば・・・

九州ブロック協議会担当者会同の様子

令和3年10月23日（土）、24日（日）に佐賀県で九B担当者会同が開催されました。



各单位会会長



裏方で頑張っている方

各部懇親会場の雰囲気

役員になると
自費で楽しい時間が
過ごせるよ



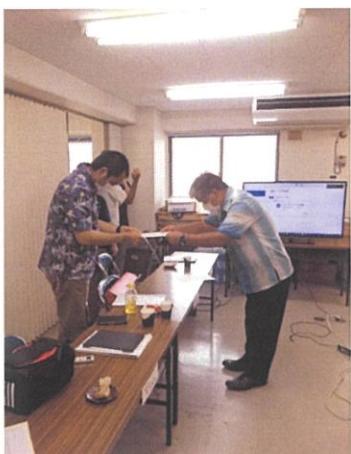
バカな男たち



令和3年度の会の活動風景

1. 委嘱状交付

令和3年6月25日（金）業務実態調査委員

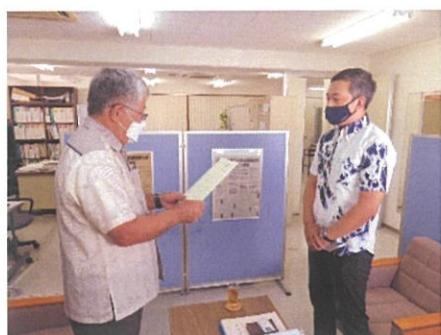


令和3年12月17日（金）
沖縄境界問題相談センター



2. 入会者登録証交付

令和3年9月10日（金）隈元さん 頑張ってね



3. 研修会

令和3年12月10日（金）沖縄産業支援センターにて

講師に、九州ブロック協議会会長 船津学様、日調連会長 岡田潤一郎様をお迎えして実施



コロナ対策で抗原検査実施



4. 合格者オリエンテーション

令和4年3月11日（金）本会にて





皆さんコロナ対策をしての懇親会でした



今夜遊ぼうよ。



んー どうしようかなー



誰にも内緒だよ。

懇親会 get-together



♪そこがまぶしくて～♪ を熱唱 聞き惚れちゃう。



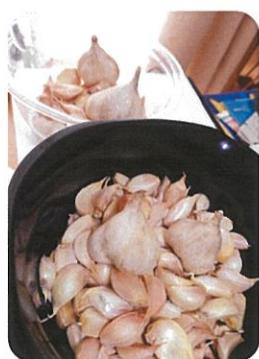
こうして飲んでコロナに気を付けよう。

ゴルフ

宜野座カントリーに行ってきました。



令和3年6月26日 会ゴルフ倶楽部メンバー(宜野座CCにて)



毎年恒例、比嘉会長からの頂き物（伊江島ニンニク）
精をつけて、役員業務を乗り切ってくれ!との思いを
受け、ありがとうございます。

ゴルフ帰り家族へのお土産に。



宜野座養殖場 外観

沖縄アリーナ！ 琉球ゴールデンキングスのホーム会場。



GO! キングス



バスケット観戦は、
気分転換にはビール片手に最高
な場所です。

しかし、いまはコロナ禍のため
に声を出しての、応援が禁止さ
れている。

早く、満員のブースターに埋め
尽くされた会場で、大声上げて
観戦したいな！と思う今日この
頃。



別添

令和元年10月30日作成
令和3年8月27日改訂

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は
嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて
(調査士報告方式)

日本土地家屋調査士会連合会
業務部・オンライン登記推進室

1. 「調査士報告方式」の要旨

「調査士報告方式」は、土地家屋調査士等が、代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、不動産登記令（以下「令」という。）第13条第1項の規定に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、同条第2項による原本の提示を省略する取扱いに係る方式である。

- 1) 登録免許税の納付方法が電子納付のみである。
- 2) 登録免許税の納付は、後納とし、調査終了後に送信されるお知らせメール又は補正コメントに従う。
(申請時の電子納付を妨げるものではない。)
- 3) 登記完了証の交付は、電磁的記録（P D F）のみである。
- 4) 登記識別情報は、電磁的記録による交付又は申請登記所の窓口における書面による交付のみが可能であり、郵送による受領はできない。
- 5) 依命通知の別紙記載の権利に關係する承諾書等が添付情報に含まれる申請は、調査士報告方式より除外されている。
- 6) 平成27年4月3日発出の「法定外添付情報の原本提示省略」の事務連絡による取扱いを終了する。
- 7) 調査士報告方式による取扱いができない場合は、令第13条第1項及び同条第2項により従前のとおり原本を提示する方式又は令附則第5条による特例方式による。
- 8) 委任状など書面で作成された添付情報で「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」についても、令第13条第1項の対象となるため、上記と同様の取扱いとなる。
- 9) 申請用総合ソフトにおいて申請を行う場合、調査士報告方式専用の様式（以下「専用様式」という。）を用いて申請を行う。
(民間事業者製ソフトウェアにおいても、当該様式に対応する機能が追加される。)

2. 「調査士報告方式」 Q & A

Q1： 書面で作成された申請人等作成による委任状等もスキャナにて読み取り、申請代理人である土地家屋調査士等（以下「調査士」という。）の電子署名を付与して申請すれば、原本を提示しなくて良いか。

A1： 原則的に、調査士報告方式の要件を満たし、全ての添付情報が電磁的記録として作成され、電子署名が付されて添付・送信されていれば原本の提示の必要はない。

解説：

調査士報告方式（以下「本方式」という。）においては、原本の提示を省略して申請できる。これは、委任状や持分協議書等も同様に原本の提示を必要としない取扱いである。ただし、登記官は、添付情報の真正性に疑義がある場合や、PDFが不明瞭である等の理由がある場合には、当該添付情報の原本提示を求めることができる。このことから調査士は、登記完了まで当該書面である添付情報を保持していなければならない。

Q2： 書面で作成された委任状や添付情報である所有権証明書等は、何年間保存すれば良いか。

A2： 登記完了後の当該書面の保存期間の定めはないが、登記完了までは調査士が保持し、添付情報が不鮮明であった場合等の登記官による原本提示指示に対応できるようにしなければならない。

解説：

本方式による書面で作成された添付情報の保存期間の定めはないが、登記官による原本提示を求められた場合に対応するため、登記完了までは当該書面である添付情報を調査士が保持していなければならない。

なお、当該書面（写しを含む）の保存期間は各土地家屋調査士会の会則等を遵守されたい。

Q3： 土地合筆登記等の登記完了後に交付される登記識別情報は、郵送による書面の交付を受けることはできるか。

A3： 郵送による受領はできない。書面による登記識別情報の交付は、申請した登記所の窓口においてのみ受領することができる。

解説：

本方式は登記申請・登記完了の際に書面、郵券等のやり取りを一切行わない方式のため、書面による登記識別情報の郵送での交付は行わず、申請した登記所の窓口においてのみ書面での交付が可能である。（不動産登記規則（以下「規則」という。）第63条の2第1項の場合を除く。）

なお、本方式依命通知と同日に法務省民二第189号法務省民事局民事第二課長依

命通知が発出され、規則第63条第1項柱書の法務大臣が定める場合が変更されている。

Q4：申請情報の「その他事項欄」に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録されていないと申請却下になるのか。

A4：申請情報のその他事項欄の記載遺漏のみを理由とした申請却下は行われない。ただし、規則第93条ただし書による調査報告書中「補足・特記事項」欄に原本確認の旨も記録されていない場合は、本方式によらないものとして、原本の提示が求められる。なお、どちらか一方のみが記録漏れの場合は、補正の対象となる。

解説：

本方式において、申請情報の「その他事項欄」に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録されており、併せて規則第93条ただし書による調査報告書の「補足・特記事項」欄に、「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」旨が記録されていることが、本方式の要件である。

なお、記録遺漏により上記いずれかのみ記録しなかった場合には、補正により記録遺漏部分の補正を求められる。ただし、上記いずれの記録もない場合には、本方式によらないものとして、令第13条第2項の規定により、相当の期間を定め当該書面の提示を求められることとなる。

Q5：登録免許税を収入印紙で納付することは可能か。

A5：本方式の場合、登録免許税の納付方法は電子納付のみであり、収入印紙での納付は認められない。なお、電子納付については、登記所による調査終了後の事後納付で差し支えない。

解説：

本方式の登録免許税の納付は、申請取下又は却下時の登録免許税の還付手続きが煩雑であることを考慮して、調査終了後、登記官が電子納付を求める「お知らせ通知」又は「補正コメント」（登録免許税額が誤っている場合。以下同じ。）により通知し、通知の日から2開庁日以内に納付を求める取扱いとされている。

なお、申請時に納付情報発行の電子メールが送信されるが、これに従って納付する必要はない。ただし、当該通知による事前納付を妨げない。

Q6：登録免許税を従来のとおり登記申請と同時に納付することは可能か。
また、本方式以外でも調査終了後に納付することは可能か。

A6：登録免許税を従来どおり登記申請直後に納付することは、差し支えない。
また、本方式以外では登録免許税を登記申請と同時に納付しないと、補正又は却下

の対象となる。

解説：

本方式においては、従来のとおり申請時の「納付情報」による電子納付を妨げるものではない。その場合は、登記・供託オンライン申請システムからの「お知らせ通知」や「登録免許税納付期限の延長処理」は行われない。また、登録免許税の調査終了後の納付（納付期限の延長処理）は、本方式のみでの取扱いであり、その他の申請方法においては、これまでと同じように登録免許税の未納は、申請却下事由の一つとして補正対象となる（不動産登記法第25条第12号）。

Q7： 登録免許税を調査終了後のお知らせ通知に基づき、通知の日から2開庁日以内に納付することができなかった場合、登記申請を直ちに却下されてしまうのか。

A7： 直ちに却下されることはないが、速やかに登記官に連絡することが望ましい。

解説：

本方式において、登録免許税は「お知らせ通知」又は「補正コメント」に基づき、通知の日から2開庁日以内に所定の額の登録免許税を納付することを求められている。しかし、諸事情によりやむを得ず期日までに登録免許税を納付することができない場合には、速やかに登記官に電話等で連絡して納付期限内に納付できない旨を申し出ることが望ましい。

Q8： 抵当権一部抹消承諾書付の分筆登記を、本方式で申請できるのか。

また、この分筆登記を令第13条第1項で申請する場合、書面で作成された委任状の取扱いは令附則第5条（特例）で提出しなければならないのか。

A8： 抵当権一部抹消承諾書付の分筆登記は、本方式では申請できない。

また、書面で作成された委任状等については、令第13条第2項による原本提示でも、令附則第5条（特例）による原本提出でも、どちらの方式でも添付情報として扱うことができる。

解説：

本方式は、表示に関する登記の添付情報の原本提示省略によるオンライン申請ができる運用であるが、依命通知の別紙記載の一部権利に関係する承諾書等が添付情報に含まれる申請は除外されており、本方式では申請できない。

また、書面で作成された委任状等の取り扱いについては、『令第13条第1項の「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」とは、代理人による申請にあつては当該代理人が作成したものが該当するものと解される』とされているので、調査士が電磁的記録に電子署名を付して添付・送信する場合には令第13条第2項による原本提示、又は令附則第5条（特例）による書面での提出のどちらの方式でも添付情報として扱うことは可能である。

Q9： 「申請人等の作成による書面である代理権限証書等」には、申請人等作成の建物の持分に関する書面も含まれていると考えるが、これらの書面についても本方式による電磁的記録に調査士が電子署名を付した添付情報の提供で差し支えないか。

A9： 差し支えない。

解説：

本方式の依命通知によれば、代理人調査士が申請する場合において、代理人以外の申請人本人や第三者が作成した書面は全て、調査士が原本を確認した上で、スキャナで読み取り電磁的記録を作成したものに、当該調査士が電子署名を付したもの添付情報として取扱うことができると解されている。よって、本方式による提供で差し支えない。

Q10： 書面に記載された添付情報を、代理人調査士以外の第三者がスキャナで読み取り電磁的記録（PDFファイル）を作成したのに、代理人調査士が電子署名を付与した場合でも、本方式の添付情報として取扱うことはできるのか。

A10： 代理人調査士が書面である添付情報の原本を確認しておらず、また、添付情報の作成者が自ら電子署名を行っていないため、本方式の要件を満たさない申請となる。

解説：

本方式による添付情報は、調査士において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である必要がある。しかし、代理人以外の第三者が書面をスキャナで読み取りPDF化したものを受け取った場合には、代理人は添付情報が記載された書面の原本を確認できない。

さらに、令第13条第1項の「当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない」という要件にも抵触している

以上から、質問の場合には、本方式の要件を満たさない申請となる。

PDFファイルには、内部情報として作成者や作成アプリケーション等作成情報が記録されており、容易に確認できる。併せて、登記官は添付情報に真正性疑義等がある場合には、当該添付情報の原本提示を求めることができるために、登記完了までは当該書面である添付情報を調査士が保持していかなければならない事も含め、本質問のような取扱いはできない。

Q11： 建物表題登記申請における建築確認済証（所有権証明書）は、1面から6面だけ添付すれば良いのか。それとも、図面についても添付する必要があるのか。

A11： 添付情報（法定外を含む）の詳細については、管轄する法務局・地方法務局と各土地家屋調査士会との事務連絡打合せにより調整されたい。

また、本方式による添付情報はQ16解説に記載のダミーファイルを除き、全て電子署名を付与する取扱いである。

解説：

建築確認済証等を添付する場合に、図面等について添付情報として添付を要するのかどうかは、各法務局・地方法務局と各土地家屋調査士会との事務連絡打合せ等によるところであり、本方式の要件としていない。添付情報の詳細については、各土地家屋調査士会において取扱いを調整されたい。

また、本方式においては、参考書面であっても、添付情報として添付する添付情報はQ16解説に記載のダミーファイルを除き、全て電子署名を付与する事が必要である。

Q12： 所有権の登記のある土地合筆登記や建物合体登記において添付する書面により作成された登記済証（権利証）を添付する場合は、これをスキャナで読み取り電子署名を付せば良いか。また、同登記に添付する印鑑証明書も同様か。

A12： どちらの書面も電磁的記録の添付で差し支えない。

解説：

本方式においては、書面により作成された登記済証（権利証）や印鑑証明書も対象となるため、これをスキャナで読み取り電子署名を付すことで、原本の提示を省略することが可能である。

Q13： 依命通知の別紙記載の権利に関する承諾書等を必要とする、本方式から除外されている登記を申請する場合はどうすれば良いか。また、申請の際の添付情報が合計で15メガバイトを超ってしまった場合はどうか。

A13： 令第13条1項及び同条第2項に基づき、原本を提示する方法により、本方式から除外されている登記を申請することが可能である。また、令附則第5条による特例方式の併用も従前のとおりであることから、送信容量が15メガバイトを越えてしまった場合は適宜特例方式を併用することも申請方法として認められる。

解説：

本方式は当該依命通知による要件を満たした登記申請における方法を示したものであり、従前の申請方法の変更ではない。したがって、本方式によらない方法による申請を妨げるものではないため、申請方式は申請内容に応じて代理人である調査士が判断することになる。

Q14： 遠方の登記所への土地合筆登記申請で窓口受領ができないが、どうしても書面交付の登記識別情報通知を郵送で受領したい場合はどうすれば良いか。

A14： 令第13条1項及び同条第2項に基づき、原本を提示する方法により申請すれば、登記識別情報通知を郵送により受領することは可能である。また、令附則第5条による特例方式の併用も従前のとおりであることから、特例方式との併用も可能である。

解説 :

本方式は、従前の申請方法の取扱い変更ではない。したがって、本方式によらない方法による申請を妨げるものではないため、依頼内容に応じて申請方式を代理人である調査士が選択する事になる。

Q15 : 申請用総合ソフトを用いて本方式の申請をする際に、専用様式を用いず従来の様式を用いた場合、当該登記申請について本方式として取り扱われないこととなるのか。

A15 : 本方式として取り扱われることはないが、専用様式を用いて申請することが望ましい。

解説 :

令和3年8月30日から、申請用総合ソフトにおいて、本方式の専用様式が設けられ、専用様式を利用することにより、①申請情報の「その他事項欄」に「調査士報告方式により原本提示省略」と初めから記録されていること、②登録免許税の納付を事後納付としているにも係わらず、2開庁日経過後に納付期限についての納付情報メールが送信されなくなること、③調査報告書の添付遗漏防止機能が設けられていることなどの機能が設けられており、また、④専用様式により申請を行った場合、登記所における審査事務が効率化することから、専用様式を用いて申請することが望ましい。

なお、専用様式を用いて申請する場合には、調査報告書として添付するPDFファイルについては、最初の5文字が「調査報告書」から始まるファイル名（例：調査報告書××××.PDF（××××は任意の使用可能な文字列））とする必要がある。

おって、民間事業者製ソフトウェアにおいても、専用様式への対応が予定されている。

Q16 : 申請用総合ソフトにおける専用様式には、調査報告書の添付遗漏防止機能が設けられているが、本方式においては、規則第37条第1項に基づく調査報告書の添付省略は認められないのか。

A16 : 申請用総合ソフトにおける専用様式を用いて申請する場合であって、規則第37条第1項に基づく調査報告書の添付省略をする場合には、同条第2項に基づき、調査報告書を特定の申請情報と併せて提供した旨を申請情報の内容とともに、ファイル名を「調査報告書××××.PDF」としたPDFファイルを添付する必要がある。

解説 :

プログラム変更後の申請用総合ソフトにおける調査報告書の添付遗漏防止機能（調査報告書添付忘れエラーチェック）を維持しつつ、申請用総合ソフトにおける専用様式を用いて調査報告書を添付省略する申請の添付情報には、省略する調査報告書の添付に代えて、ファイル名を「調査報告書××××.PDF」（ファイル名の最初の5文字は定形）としたPDFファイル（ダミーファイル）の添付が必要となる。この場合、当該PDFファイルへの電子署名は不要である。

なお、添付するダミーファイルは、連合会において提供するPDFファイル（別添

1 及び別添 2 のとおり) を利用することが望ましい。

おって、民間事業者製ソフトウェアにおいては、当該ダミーファイルを添付しなくても調査報告書の添付遗漏防止措置（調査報告書添付忘れエラーチェック等）が講じられる場合もあるため、申請用総合ソフト以外のソフトウェアを使用する場合の詳細は、当該ソフトウェアの添付省略時の仕様による。

編集後記

昨今の社会情勢では、マスク姿が定着しつつあります。

初対面だがマスクをしており、本当の顔はどんな感じだろうと知りたいと思う方。

顔を知っていたが、どんな顔だったか、忘れ去られてしまった人。

声を掛けられたが、誰だったかなと、マスクで正体を隠すあの人など。

マスクを外したらと、勝手に心の中で想像してみることってありませんか。想像を裏切られたと思うこともしばしば。

本号の表紙を何にするかの第一関門、広報部みんなで考えたが・・・。

過去の会報では、観光スポット等の風景写真が多い中、写真ネタが乏しく、昨年の裏表紙の

シーサー君（第59号）の再登場です。

今回はマスクを外したシーサー君。カッコイイお顔をお披露目しました。別人？

「会報おきなわを年2回発刊に向けて努力していますが、令和3年度も年1回の発刊となったため、令和3年12月までにお寄せいただいた寄稿文やご挨拶が中心となっているため、文中に「本年」「今年」とあるのは「令和3年」と読み替えて下さるようお願い申し上げます。併せて、発刊が遅くなったことを、寄稿して下さった那覇地方法務局長豊田様を始め、役員の諸先生にお詫び申し上げますと共に会員の皆様に上記読み替えをお願いすることになったことをお詫び申し上げます。

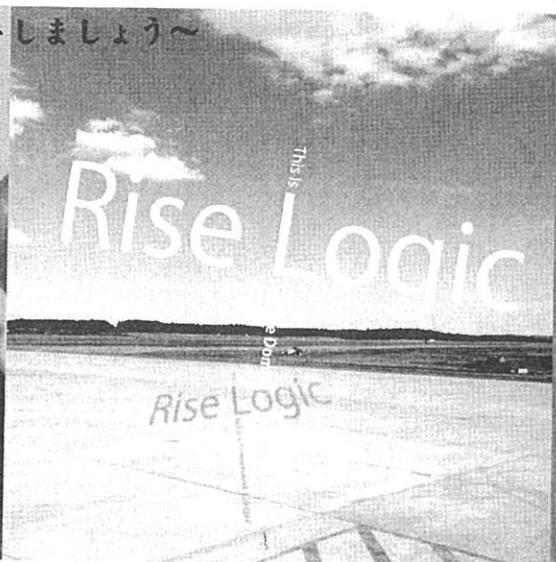
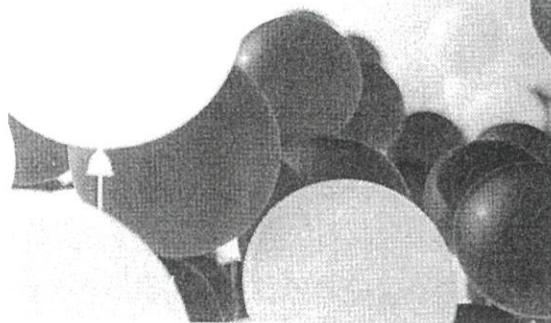
広報部は、充実した広報活動に努めたいと考えておりますので、会員の皆様からの情報等の提供を引き続き、宜しくお願い致します。

広報部部長 近藤 哲司
広報部理事 島袋 裕二
広報部理事 玉城 吉教

Think different

Support
Service

~新しい発想をしましょう~



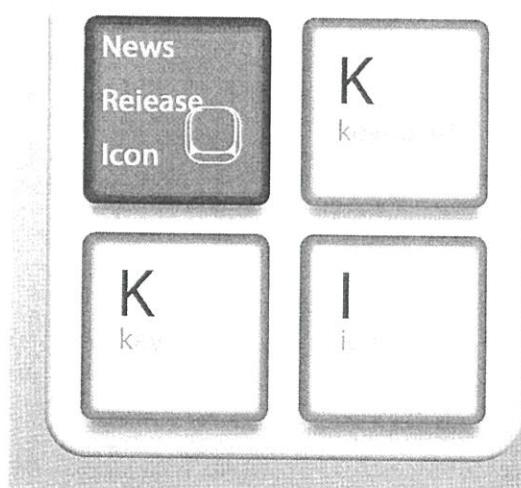
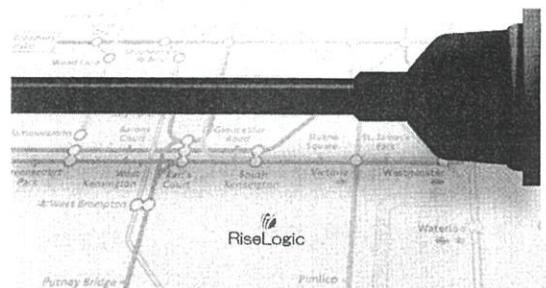
株式会社Rise Logic

沖縄県中頭郡北中城村字島袋549-46

TEL 098-933-6381

Info@rise-logic.com

As a computer apparatus sale company in Okinawa, I establish the position, and we Riselogic provides the service in conjunction with the computer among a company.



Rise Logic

Trimble S シリーズ 3つの機能が圧倒的な効率化を実現 測量業務における『生産性向上』ツール

現況 ロボティック現況測量での活用

パターン	作業員A	作業員B	作業スピード	正確性	機動力	コスト
①	作業員A		△	○	△	◎
②	作業員A 作業員B		○	○	○	△
③	作業員B	作業員A	○	○	○	△

「ロボティック TS= ワンマンシステム」ではありません。同じ人員数でも、Trimble S シリーズのロボティックを活用することで、より効率的な人員配置と作業を進めることができます。



測設 ロボティック測設での活用

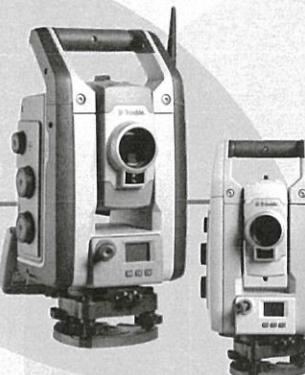
パターン	作業員A	作業員B	作業スピード	正確性	機動力	コスト
①	作業員A		△	○	△	◎
②	作業員A 作業員B		○	○	○	△

測設の際には、ミラー側に人員を2人配置することで観測 / 桁入作業を同時に確認しながら進めることも可能です。

ロボティック機能

柔軟な測量作業形態と人員計画が可能

最大 180%^{※1}



作業効率アップ！

オートロック機能

標準作業時間の大幅短縮



Trimble S シリーズのオートロックは規準精度のまま、ターゲットを常に追い続けます。全ての測量作業で大幅な効率向上とスピードアップを提供します。

オートフォーカス^{※2}

疲労軽減 / 迅速で確実な作業



オートフォーカスは、ノンプリズム・プリズム観測において威力を発揮します。合焦作業時間が大幅に減ることは疲労軽減を実現し、生産性向上に繋がります。

※1：一般的な TS と比較すると、Trimble サーボ TS は、150 ~ 180% の効率化を得る事が可能と評価されています。

作業効率の比較は Trimble マニュアルトータルステーションと Trimble S7 ロボティックとの比較です

※2：オートフォーカスはオプションとなります。

【安心の技術力】と【安心の実績】お客様の【生産性向上】をお手伝い
トリンブルパートナーズ沖縄(有) 098-861-7917
<https://www.tp-okinawa.com>

土地家屋調査士 通信教育

改正法に完全対応!!

新 最短合格講座



毎月1日
開講!
入学随時!

基礎力総合編 / 受講期間6ヶ月

選べる2タイプ DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(折一) 合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳解説	1冊
折一式学習用教材	テキスト 合格ノート I 不動産登記法編（総論、表題部所有者、土地）	1冊
	テキスト 合格ノート II 不動産登記法編（建物、区分建物、申請書様式）	1冊
	テキスト 合格ノート III 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
書式学習用教材	測量・面積計算&図面作成（第六版）および調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート I 土地／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート II 建物／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート III 区分建物／答案用紙冊子（練習問題用）	各1冊
問題集	新版 折一過去問マスター I (民法、土地家屋調査士、総論) (第七版)	1冊
	新版 折一過去問マスター II (土地、建物、区分建物) (第七版)	1冊
	新版 書式過去問マスター I (土地) (第三版)	1冊
	新版 書式過去問マスター II (建物、区分建物) (第三版)	1冊
提出課題	問題編 (折一5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
実力確認テスト	解説編 (各回別冊)	8冊
解説講義	本試験形式（問題編・解説編）	各1冊
作図器具	DVD または ダウンロード (WMV) ファイル (約2時間30分/1巻)	全31巻
	縮尺定規「すいすい君、すらすらチャン」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費 で
お申込みできます。



学費 (10%税込) 土地家屋調査士 新・最短合格講座

基礎力総合編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力総合編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 182,600円
- 特別減免学費 145,200円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL
東京法経学院

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <https://www.thg.co.jp>



FUKUI COMPUTER

防災計画に (地理院タイル活用)

Ver.5
TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】

製品情報は
こちら

QRコード

災害対策を様々な角度から検討できる測量CADの進化版が登場!

NEW!

国土地理院ベクトルタイルの活用

国土地理院ベクトルタイルをCADに取り込み、平面図の背景や案内図等に利用できます。また建物などの構造物に高さを与えることができ、立体的な活用も簡単に行えます。

NEW!

浸水・地震・土砂災害ハザードマップ

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定されるなど、国交省では災害対策を強化しており、地理院タイルの活用で各種灾害のハザードマップ作成をサポートします。

NEW!

浸水状況を3Dでシミュレーション

各種ハザードマップは3D表示にも対応しており、立体的な簡易浸水シミュレーションが行えます。また弊社の3D点群・VRシステムにデータを受け渡すことで、浸水量やリアルな状況確認が可能です。

TREND-ONEと連携する土地家屋調査士業務ソリューション

事件管理から各種書類の作成、オンライン申請にも対応した土地家屋調査士業務支援システム。

TREND-REX
土地家屋調査士業務支援システム【トレンド レックス】

製品情報は
こちら

QRコード

公図などの資料と、現況の点群をCAD上で重ねて活用できる3D点群処理システム。

TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンド ポイント】

製品情報は
こちら

QRコード

福井コンピュータ株式会社

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・
さいたま・千葉・東京・川崎・横浜・静岡・名古屋・岐阜・
福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・
山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

● 製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

【福井コンピュータグループ総合案内】

0570-039-291

福井コンピュータ https://const.fukuircompu.co.jp

[新シリーズ2021年11月刊行！]



**不動産登記
書式解説の
決定版！**

不動産登記の 書式と解説

第1巻 土地の表示に関する登記

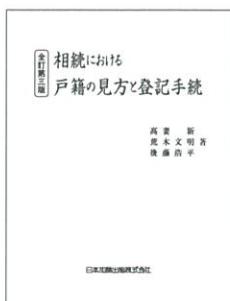
不動産登記実務研究会 著

2021年11月刊 A5判 328頁(予定) 定価3,850円(本体3,500円)

- 昭和26年創刊以来ご愛顧いただき、令和3年2月に休刊となった加除式図書「現行登記総覧 不動産登記の書式と解説」を単行本としてリニューアル！
- 約70年の中で蓄積されてきた不動産登記の知識を、より丁寧に、分かりやすく解説、新たな情報も追加！
- 充実の35事例！事例ごとに解説、申請書、添付書類、不動産登記記録例（平成28年6月8日法務省民二第386号民事局長通達）を収録！

[10年ぶり、待望の改訂版！]

昭和61年の初版以降、実務家から絶大な支持を得て版を重ねるロングセラー



**全訂
第三版**

相続における 戸籍の見方と登記手続

高妻新・荒木文明・後藤浩平 著

2021年11月刊 A5判上製箱入 1,624頁 定価15,400円(本体14,000円)

【本書のポイント】

- 相続適格者認定上必須の戸籍の見方を、ひな形、図表とともに191問のQ&Aでわかりやすく解説。
- 相続登記について、申請書等のひな形を示してわかりやすく解説し53事例を収録。
- 事項索引を収録。

【改訂のポイント】

- 未成年後見制度の見直しや嫡出でない子の相続分を嫡出子と相等しいものとする「民法等の一部を改正する法律」及び「家事事件手続法」の施行等について反映。
- 新たに「法定相続情報証明制度における被相続人と相続人の戸籍」を設け、制度全般と相続手続等について詳細に解説。
- 戸籍のコンピュータ化に伴い、遺産分割協議書やその他の書類が必要となる登記手続においては、従来の手続きが一部変更されることになるため、登記解説部分にそれらを反映。



見た目以上の高性能！現場でわかる圧倒的なパフォーマンス。

HiPer VR

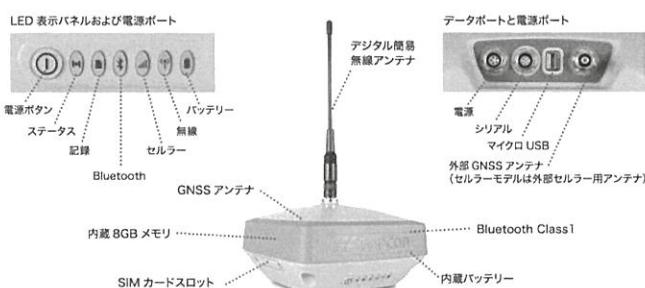
GNSS受信機

マルチGNSSに対応し
安定した測位機能を実現！
コンパクトな一体型GNSS受信機

LongLink通信
デジタル無線
セルラー通信

NEW

- 複数の衛星と周波数に対応 (GPS/GLONASS/QZSS/BeiDou/SBAS)
- 226ch、Vanguard TechnologyTM搭載
- LongLinkデータコミュニケーション
- デジタル簡易無線内蔵 (Mタイプ)
- 4Gセルラー通信モジュール内蔵 (Cタイプ)
- 長時間観測対応内蔵バッテリー
- 堅牢なボディー
- 優れた耐環境性能の保護等級IP67



新たなモーター制御技術を搭載！ハイクオリティな追尾を実現！



Geodetic Total Station **GT-1200/600**シリーズ

自動追尾モデル/自動視準モデル

SMOOTH DRIVE CONTROL

Smooth Drive Control搭載！

新たなモーター制御技術でスムーズな
プリズム追尾を実現！

- 世界最速！新制御超音波モーターDIRECT DRIVE
- 世界最小！高い機動性を誇る超コンパクトなボディ
- 世界最軽量！モータードライブTSながら5.7kgを実現
- クラス最高のトプコンクオリティ

トータルステーション、GNSS受信機などの測量機器販売、メンテナンス、
レンタル、測量設計用CADシステムなどのソフト販売、サポートの事ならお任せください！

お問合せはお気軽に
098-992-3115



ISO校正・検査事業者認定店 J1901006
有限公司 **南部測量機**

〒901-0306
沖縄県糸満市
西崎町4-17-23

メールアドレス : nanbusok@siren.ocn.ne.jp ホームページ : <http://nanbusok.com>





安定した「はかる」を提供します

株式会社 測機システム

サービス事業部 メーカー問わずご相談下さい

レンタル事業部 最新機器をご用意しております

販売サポート 事業部

業務効率化を応援します

JSIMA日本測量機器工業会
校正・検査認定事業者
ソキア認定サービス店
5方向 コリメータ設備
GNSS(GPS)検査設備



測量機検定室

- ・社内検査
定期点検、修理、校正検査
- ・証明書発行
検査報告書、検査成績書
校正証明書
*GNSS/GPS検査成績書もOK
- ・機器検定受付
日本測量協会技術センター
日本測量機器工業会(JSIMA)

・3D計測



TOPCON
ドローン、スキャナー
3D解析サービス
他レンタルあります！

- ・路面形状計測
- ・ボリューム計測
- ・構造物、建築物調査
- ・災害・事故調査
- ・河川、ダム、堤防計測
- ・トンネル内空断面計測
- ・遺跡調査など

・GNSS・MTS測量



超コバ 外GCX3

・i-Construction



マジコソトロール MC/MG

- ・電子平板、ライルーザー、トラシーバー
- ・環境測定機器、建設材料試験機
(振動騒音・ガス酸素・水質・土質・風速計など)

- ・ソフトウェア
土地家屋調査士専用
公共測量・設計専用
土木測量専用
土木積算専用
建築設計専用
導入指導・保守

- ・ハードウェア
ペンコン、パソコン
周辺機器一切
ネットワーク設置
リモートサポート
メンテナンス

- ・測量／計測機器全般
- ・環境測定機器／安全機材
- ・建設材料試験機
- ・境界明示用品(フラッギング)
- ・設計／製図用品
- ・複写機／家電
- ・事務機／事務用品
- ・セミナー企画(CPD/CPDS)
- ・講師派遣など

お問い合わせはお気軽にお電話下さい！

TEL 098-857-6500

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄753番地8 (小禄前原郵便局となり)

<http://www.sokki-system.jp/>**FAX 098-857-0713**

ライカ測量機（GNSS・レーザースキャナー・TS）で 現場効率化を実現!! 無料デモンストレーション承ります！

GNSS GS18 T&I

- チルトセンサー起動時には、面倒な初期化は不要で気泡管を見る必要はなし！
- 傾斜角度の制限はありません！（衛星捕捉できる限り）
- 電子コンパス（MEMS）ではありませんので、磁場があってもOK！
- 画像データで現場をキャプチャし、現場あるいは事務所に戻って点を計測！（GS18I）
- Leica Infinityのソフトを使用すればキャプチャした画像から3D点群を生成！（GS18I）



レーザースキャナー BLK360 & RTC360

- IMU搭載で地心・求心、不要です。自動合成可能！
- 越境観測・現況観測・隣地への負担が最小限に！
- 世界最小レーザースキャナーで平面図作成！



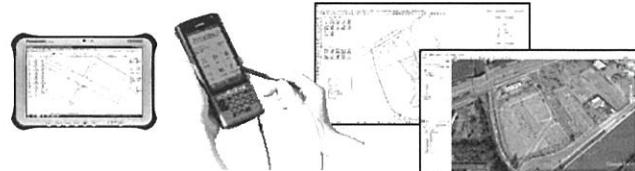
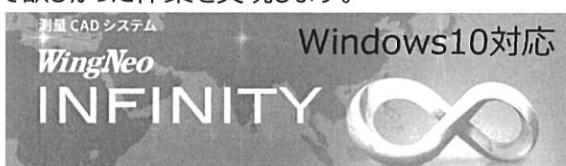
ロボティック・トータルステーション TS16

- 圧倒的に進化したプリズム捕捉性能！
- 5インチ大型カラータッチパネル液晶！
- 全タイプに自動視準 & 自動追尾を搭載！
- ライカだけのユニークな機能、パワーサーチ！
- 世界で初めてTSにノンプリを搭載したライカの自信 高精度 & 高速ノンプリ！



【登記測量CADシステム】WingNeo INFINITY（ウイングネオ インフィニティ）

事務所での作業と現場での作業を1台でこなす工夫を組み込みます。地積測量図・建物図面作成から各種測量計算機能は勿論、モバイルとして現場に持ち出した際、現況観測やトラバース計算・図化等の現場で欲しかった作業を実現します。



アイサンテクノロジー株式会社 沖縄地区特約店
ライカジオシステムズ株式会社 測量機器販売店

AISAN TECHNOLOGY
Leica
Geosystems
when it has to be right



〒901-2424 中城村南上原726番地1 306号室
TEL:050-3386-2539 FAX:050-3737-3070
URL : funatec.jimdo.com QRコードはコチラ→



土地家屋調査士を 取り巻く さまざまなもの その時 お役に立ちます！



ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

固体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

所得補償保険がお役に立ちます！

測量機器総合保険
(動産総合保険) がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。

測量中にうっか
り測量機器を破
損 しました。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問い合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課



沖縄県土地家屋調査士会 会報おきなわ NO.61

発行日 令和4年7月30日
編集者 比嘉定善
広報部長 近藤哲司

発行所 沖縄県土地家屋調査士会
那覇市泉崎2-1-4
電話 (098)834-7599

印刷所 丸正印刷株式会社
電話 (098)835-8181
